

第5次伊賀市地域福祉計画策定方針（案）

1 地域福祉計画策定の目的

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、多様な関係機関と協議の上、整備するものです。

少子高齢化による人口の減少は、生産年齢人口の減少を招き、社会や地域において様々な担い手の不足を引き起こしています。平成16年の合併時10万人を超えていた伊賀市の人口も、近年では毎年1,000人を超えるペースで減少し、令和6年11月末現在の住民基本台帳では84,719人にまで減少しています。また、令和6年9月現在、高齢化率（伊賀市34.1%全国平均29.3%）、後期高齢化率（伊賀市19.7%全国平均16.8%）ともに全国平均を大きく上回っています。

このような状況のなか、伊賀市では、住民主体による課題解決のための協議の場として、住民自治協議会の単位に地域福祉ネットワーク会議を設置し、安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。しかしながら、昨今の社会情勢の中で人々が安心して暮らしていくうえで生じる課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」及び「複合化」してきています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的孤立や経済的困窮などの課題はさらに深刻化し、地域における「支え合いの基盤」や、人と人の「つながり」の意識が希薄化していることから、これまでの社会システムの継続が困難になりつつあり、持続可能な社会への転換が求められています。

このようなことから、伊賀市では今後も第4次伊賀市地域福祉計画で掲げた理念である「ひとりひとりが支え合い つながりあいながら、いきいきと暮らせるまちづくり」をさらに進めていくために、地域住民等が支え合い、人権を尊重し、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画を策定します。

2 策定方針

第4次伊賀市地域福祉計画における取り組みの柱であった、「地域の力を高める」「専門機関の力を高める」「地域と専門機関をつなぐ」を軸とした、全世代型の地域包括ケアシステムを引き続き推進し、地域住民や地域の多様な主体の助け合いを推進することなどをまとめた計画を策定します。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングを実施し、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に地域福祉の推進の取り組みを進めていく計画とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画として策定しています。伊賀市総合計画をはじめ、各分野別の計画とも連携し、また、子ども、障がい、高齢・介護等の計画を横断及び包括する計画になります。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める「市町村の区域における成年後継制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」及び社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものとします。

4 計画に盛り込むべき事項

本計画は、地域福祉の推進に関する事項として、法および市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（別紙1）に掲げる事項を盛り込んで策定することとします。

5 計画期間

第5次伊賀市地域福祉計画は、令和8年度から令和12年度の5か年計画とします。

6 策定スケジュール

第5次伊賀市地域福祉計画は、令和7年度中に策定するものとし、第5次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール（別紙2）に基づき進めます。

7 策定の体制

(1) 審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

(2) 市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、アンケート調査やパブリックコメントの実施、タウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

(3) 庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部会議」において、第5次伊賀市地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部会議にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第5次伊賀市地域福祉計画案とします。

市町村地域福祉計画の策定ガイドラインより

○市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯、防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的なサービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ 利用者の権利擁護

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（社会福祉法第 106 条の3第1項第1号関係）（④と一体的に策定して差し支えない。）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（社会福祉法第 106 条の3第1項第2号関係）

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（社会福祉法第 106 条の3第1項第3号関係）

※「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和3年3月31日 子発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 16 号、障発 0331 第 10 号、老発 0331 第 5 号 厚生労働省 子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省 老健局長 通知）より抜粋

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより

○市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

- ◆権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利譲渡支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ◆地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ◆地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ◆「チーム」「協議会」の具体化の方針

地方再犯防止推進計画策定の手引きより

○計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方

- 1 計画策定の趣旨等
 - (1) 趣旨・目的
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインより

○重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項

- ①重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
- ②重層事業について、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制に関する事項
- ③重層事業の事業目標・評価指標
- ④関係機関間の一体的な連携に関する事項

《必須の記載事項》

- ・相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- ・参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- ・重層的支援会議の実施方法
- ・支援関係機関間の連携に関する事項

《任意の記載事項》

- ・重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ・重層事業の事業目標
- ・重層事業の事業評価・見直しに関する事項

